

報告第5

2信監第8号
令和2年11月30日

信濃町長 横川正知様
信濃町議会議長 森山木の実様
信濃町教育委員会教育長 佐藤尚登様

信濃町監査委員 清水 岳美
同 小林 幸雄

令和2年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

令和2年度定期監査報告書

第1 監査の実施期間

令和2年9月25日から令和2年11月27日まで

第2 監査の対象課等

全課等対象、詳細は別添、令和2年度定期監査日程表（7頁）のとおり。

第3 監査の対象事項及び範囲

- ・ 監査の対象事項

予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

- ・ 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年9月30日までに執行された事務事業等

第4 監査の方法

令和2年度上半期（必要に応じて令和元年度繰越事業含む）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係書類等に基づき、関係職員から説明を聴取しました。

監査に当たっては、その事務事業が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、抽出により照合・実査等の監査手続を実施し、例月出納検査の結果も参考にして監査を実施しました。

第5 監査の結果

監査の結果、予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に監査の報告と併せて意見として注意事項及び検討事項を記載しました。

今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

また、軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促したので記載を省略しました。

なお、上記の結果については、監査結果等に係る指摘事項等の取扱要領（平成31年3月26日制定）に基づき監査委員の合議により決定しました。

予算の執行状況

(1) 歳入の状況 (令和2年9月30日現在)

(単位：円、%)

区分 会計名	予算現額	調定額	収入済額	調定に対する 収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
一般会計	6,940,631,000	4,232,700,718	3,747,288,429	485,412,289	54.0	88.5
国民健康保険特別会計	1,153,539,000	565,061,585	444,648,116	120,413,469	38.5	78.7
後期高齢者医療特別会計	129,184,000	85,050,785	38,884,955	46,165,830	30.1	45.7
介護保険事業特別会計	962,976,000	607,881,447	420,330,901	187,550,546	43.6	69.1
古海診療所特別会計	4,696,000	119,663	119,663	0	2.5	100.0
水道事業会計	収益的 201,041,000	96,540,613	90,148,956	6,391,657	44.8	93.4
	資本的 6,925,000	2,776,400	2,776,400	0	40.1	100.0
下水道事業会計	収益的 542,854,000	140,620,088	128,268,900	12,351,188	23.6	91.2
	資本的 347,945,000	166,444,200	165,882,600	561,600	47.7	99.7
病院事業会計	収益的 1,454,379,000	660,938,495	660,938,495	0	45.4	100.0
	資本的 40,453,000	0	0	0	0.0	0

注) : 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

(2) 歳出の状況 (令和2年9月30日現在)

(単位：円、%)

区分 会計名	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
一 般 会 計	6,940,631,000	3,009,810,094	3,930,820,906	43.4
国 民 健 康 保 険 計 特 別 会 計	1,153,539,000	433,037,705	720,501,295	37.5
後 期 高 齢 者 医 療 計 特 別 会 計	129,184,000	52,027,474	77,156,526	40.3
介 護 保 険 事 業 計 特 別 会 計	962,976,000	376,147,544	586,828,456	39.1
古 海 診 療 所 計 特 別 会 計	4,696,000	50,593	4,645,407	1.1
水 道 事 業 会 計	収益的 190,448,200	41,207,653	149,240,547	21.6
	資本的 147,548,000	52,395,973	95,152,027	35.5
下 水 道 事 業 会 計	収益的 563,855,000	81,133,767	482,721,233	14.4
	資本的 349,657,000	163,301,411	186,355,589	46.7
病 院 事 業 会 計	収益的 1,500,877,000	547,716,710	953,160,290	36.5
	資本的 64,599,000	26,193,204	38,405,796	40.5

注) : 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

第6 監査の意見

1 各課等共通事項

(1) 収入未済額の縮減について

令和元年度末会計区分別収入未済額の状況

(単位：円)

会計	内 容	収入未済額		
		令和元年度	平成30年度	増 減
		(A)	(B)	(A)-(B)
一般会計	町税	66,269,586	95,143,129	△ 28,873,543
	保育料	43,800	109,800	△ 66,000
	情報通信使用料	395,120	402,600	△ 7,480
	牧場使用料	1,160,900	1,161,900	△ 1,000
	道路・公共物使用料	4,885	1,760	3,125
	事故外診療手数料	748,150	998,150	△ 250,000
	土地・建物貸付収入	1,208,791	772,526	436,265
	黒姫保健休養地管理料	34,000	132,000	△ 98,000
	町営住宅共用部分光熱費	0	11,290	△ 11,290
	雑入	0	236,595	△ 236,595
	小 計	69,865,232	98,969,750	△ 29,104,518
特別会計	国民健康保険税	20,376,528	24,371,565	△ 3,995,037
	後期高齢者医療保険料	193,530	1,500,746	△ 1,307,216
	介護保険料	4,721,711	5,242,851	△ 521,140
	下水道受益者負担金	2,597,500	2,917,500	△ 320,000
	下水道使用料	7,520,240	5,606,670	1,913,570
	農業集落排水分担金	110,000	110,000	0
	農業集落排水使用料	1,340,600	225,250	1,115,350
	特定環境保全下水道使用料	901,310	4,110	897,200
	個別排水処理施設使用料	56,100	3,170	52,930
	小 計	37,817,519	39,981,862	△ 2,164,343
合 計	107,682,751	138,951,612	△ 31,268,861	
公営企業	水道事業	6,167,837	8,157,580	△ 1,989,743
	病院事業	21,293,478	17,856,519	3,436,959
	小 計	27,461,315	26,014,099	1,447,216
総 合 計	135,144,066	164,965,711	△ 29,821,645	

※病院事業については、本人負担金（現年度、過年度）のみを記載しています。

一般会計、特別会計、公営企業会計の令和元年度末の収入未済額は前ページのとおり、長野県地方税滞納整理機構への移管及び個別滞納整理等による縮減努力の結果、前年度と比較して2,982万余円減少しました。しかしながら、依然として多額となっています。収入未済額の縮減は、町民負担の公平性の確立と財源確保の観点からも極めて重要です。引き続き縮減に向けて努力され、現年度分については新たな滞納の発生を防ぐとともに、滞納繰越分については、早期解消に向け全庁一丸となって対策を講じてください。

また、各課等が所管する税外収入及び公営企業収益の滞納未収金については、一定の収入未済額が長期に固定化している傾向が見受けられ、中には増加しているものもありますので、引き続き早期の解消と債権の管理に努めてください。

(2) 起案文書の記載事項について

町が予算を執行するに当たって、例えば委託業務であれば委託業務伺いにより、また、工事の場合は工事起工伺いにより起案し、それぞれの決裁区分に応じて決裁を得て事業を進めています。これらの起案文書を確認した結果、いずれの起案文書にもその委託業務又は工事（変更工事を含む。）がなぜ必要であるかの理由が記載されていません。このため委託料又は工事請負費の支出が妥当であるか否かの判断ができません。予算折衝時に十分論議してあるとのことですが、記録として残されていないため、起案文書中に記載することが望まれます。このことは委託業務及び工事以外の全ての予算執行に共通する事項です。

予算執行のための伺い文書は、町組織の内部決裁文書であると同時に、信濃町公文書公開条例に基づき広く町民に公開する対象となる重要な文書でもありますので、予算執行に対する町の意志決定過程を明確にするようにしてください。

(3) 業務の適正性の確保について

町職員がそれぞれの業務を執行するに当たっては、地方自治法や町の各種規則に基づいて処理することが基本であり、概ね適正に行われています。

しかしながら、今年度も一部の事務処理において、担当者の起案の不備やミスが是正されないまま決裁されている事例が見受けられました。書類の決裁回議に当たって、特に上司は、部下の起案の内容が法令・規則等と照らし適正であるか否かを確認した上で決裁することが求められます。

この点に関し、平成29年6月9日付けで地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、国が平成31年3月に「地方公共団体における内部統制の導入・実施ガイドライン」を公表し、令和2年度から実施しています。内部統制とは組織において各種業務を事前にルール化し、それに基づいて業務を行い、チェックする仕組みです。町村に関しては現時点で努力義務とされていますが、職員異動時の混乱や業務上の間違いを防ぐために大変重要な制度ですので、早期に取り組むことが望まれます。

(4) 不動産の長期賃貸借契約について

町が所有者と結んでいる各種不動産の賃貸借契約について、解除の特約条項が規定されていない事例が数多く見受けられたため、昨年度の監査で意見を述べたところですが、今年度も一部の契約に未整備となっている事例がありましたので、早急に改善するようにしてください。

なお、解除規定の根拠等について、以下に記載します。

翌年度以降にわたる債務の負担については、地方自治法第 214 条では、予算で債務負担行為として定めなければならないと規定しており、予算の裏付けが必要です。これに対し、地方自治法第 234 条の 3 で規定する長期継続契約は、予算の単年度主義に対する特例を定めたものであり、長期にわたる予算の裏付けを必要としない代わりに、同条後段で「各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」と規定しています。このため、長期継続契約を締結するにあたっては、契約書中に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。」旨の条件(解除規定)を付すことにより、翌年度以降も義務費とならないことを担保する必要があります。

不動産の借上げについては、地方自治法第 234 条の 3 の規定により長期継続契約が可能ですが、町が行っている不動産の賃貸借契約のうち、解除規定が付されていない契約については、長期継続契約の要件を満たすようにしてください。

(5) 随意契約時における見積書の徴取について

町が随意契約により事業を行う場合の見積書の徴取については、財務規則第 102 条第 1 項の規定により 2 以上の者から徴さなければならないとされ、同項ただし書きで例外的に 1 者から徴することができるかとされています。

1 者との随意契約は、不利な条件で契約を締結する恐れがあることから、同項ただし書きの規定を適用するためには、特別な理由を明確に示すことが必要であり、これまでも監査意見で指摘しているところです。

今回の監査に付された契約関係書類を確認した結果、1 者との随意契約の事例が多数見受けられました。このうち特別な理由を明確に記載した事例がある中で、依然として多くの事例に明確な理由が記載されていません。今後財務規則第 102 条第 1 項各号の規定を適用させる場合は、具体的かつ明確な理由を示して下さい。

また、工事契約関係書類を確認した中で、随意契約に伴う複数の業者からの見積書について、各業者が本来使用している見積書とは異なる様式で、内容の記載方法等が全く同一な事例が複数の課で見受けられました。見積書の徴取方法に疑念が抱かれる事例ですので、町が定めた随意契約適正執行のための指針（平成 29 年 3 月 10 日付け通達）の「3 随意契約における見積書の考え方」に基づき、適正に執行してください。

令和2年度定期監査日程表

実施日	対象課等	監査対象等
9月25日(金)	税務会計課 議会事務局、監査委員事務局	調書監査
9月30日(水)	総務課	調書監査 現地監査（テレワークセンター(トイレ改修・ 施設備品購入)、災害用移動式トイレ)
10月1日(木)	産業観光課	調書監査
10月5日(月)	住民福祉課	調書監査
10月8日(木)	信越病院	調書監査
10月14日(水)	建設水道課	調書監査 現地監査（池尻2号橋橋梁補修工事、慶沢川・ 中の沢川災害復旧工事）
10月21日(水)	教育委員会	調書監査
10月28日(水)	産業観光課	現地監査（落合上の山災害復旧工事、広域電 気柵事業、黒姫駅前トイレ改修工事、テニス コート改修工事）
	教育委員会	現地監査（小中学校木製格子設置工事、移動 式エアコン購入事業、総合体育館グラウンド トイレ撤去工事）
11月27日(金)	全課等	結果の取り纏め

